

栃木の国保

2020.7 SUMMER

vol. 70

■巻頭言

豊かで活力があり、くらしやすい『夢』『未来』溢れる新しい小山創り

■メインテーマ

令和2(2020)年度国民健康保険運営方針に基づく事務執行等について

■特別寄稿

国保制度を崩壊させないために①

【新しい生活様式の実践例】



外出控え



密閉回避



手洗い

Stay
Home



咳エチケット

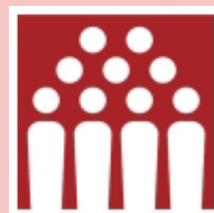
Social
Distance



密接回避



換気



密集回避

栃木県国民健康保険団体連合会

目次

1 巻頭言



豊かで活力があり、
くらしやすい『夢』『未来』
溢れる新しい小山創り
小山市長 大久保 寿夫

2 メインテーマ

令和2(2020)年度国民健康保険運営
方針に基づく事務執行等について
栃木県保健福祉部国保医療課

10 国保連協会長プロフィール

「切れ目のない保健事業を目指して」
国民健康保険運営協議会長 鈴木友実(那須町)

11 私の趣味と健康法

心の健康 - 釣り・ジョギング・サイクリング -
栃木市生活環境部保険医療課 課長 島田 林治

12 特別寄稿

国保制度を崩壊させないために①
特定非営利活動法人ローカルガバメント・
ネットワーク理事長 堀 博晴氏

14 ただいまこくほ最前線

プロジェクトA100、はじまっています！
足利市 保険年金課 国民健康保険担当
島田絵梨
もおかのいちごを食べにぜひお越しください
真岡市 国保年金課 国民健康保険係
松平 暁

好きな音楽でリラックス！

栃木県国民健康保険団体連合会
審査課 審査第一担当
蓬田夏希

17 保険者だより 那珂よし健康ポイント事業

那珂川町

18 こくほ随想

- ① “データサイエンティスト”の
通勤が電車から徒歩に変わった！
- ② 9万8千枚のレセプトを手作業で
確認することから始まった

20 求償コーナー

交通事故などにあつた場合は
市町又は組合の窓口へまず連絡を！

21 国保連合会からのお知らせ 編集後記

表紙 7つの“新しい生活様式”



今、新型コロナウイルス感染症(略称:コロナ)の出現に伴い、厚生労働省のホームページでは感染拡大を食い止めるための7つの「新しい生活様式(日常生活を営む上での基本的な生活様式)」が提示されています。今回の表紙では、その7つの様式を用いたピクトグラムを使用しました。

コロナによる更なる感染拡大を防ぐためには、それぞれの生活にあつた生活様式を一人ひとり心掛けることが重要になってくるものと思われます。

夏が近づき、日中の気温も高くなってきました。マスク着用による熱中症も増えているようです。体調管理に気を付けながら、それぞれができるコロナ対策を実践していきましょう。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により取材等は自粛したため「突撃ルポ 保険者みてある記」「特集 プロスポーツ選手から健康を学ぶ!」「保健師活動報告」「まちのヘルシーグルメを見つけた!」はお休みさせていただきます。

言 頭 卷

豊かで活力があり、くらしやすい 『夢』『未来』溢れる 新しい小山創り

小山市は、2016年リオデジャネイロオリンピックにおいて、金・銀・銅の3個のメダルを獲得した競泳の萩野公介選手、二大会連続で銅メダルを獲得した柔道の海老沼匡選手をはじめとする世界を舞台に活躍する優れた「人」、2012年世界のラムサール条約湿地登録された「渡良瀬遊水地」をはじめとする「水と緑と大地」の豊かな「自然」、2010年世界のユネスコ無形文化遺産に登録された「本場結城紬」、2019年国の重要無形民俗文化財に指定された「間々田のじゃがまいた」をはじめとする古い「文化と歴史」を有し、特に、戦国乱世に終止符を打ち、泰平な世、徳川幕府300年を決定付けたといわれる天下分け目の軍議「小山評定」の開かれた「開運のまち」であり、東京圏からわずか60kmの新幹線の停車する鉄道・国道共に交差する交通の要衝として、今後も、大いに発展する可能性を有する栃木県第二の「南都」です。この可能性を現実するため、第1に、圏央道開通により立地利便性が一段と向上した新4号国道沿線を中心とした新規工業団地の開発・企業誘致と若者の「雇用の確保」、新しい時代の行政創りの中核拠点となる「新

庁舎整備事業」等による「人と企業を呼び込む施策」の推進、第2に、国営かんがい排水事業「栃木南部地区」の事業促進と豊穂川・柚井木川等の排水強化対策の推進による「安全安心な小山市」の創造、第3に、出会いから結婚・妊娠・出産・育児までの包括的な子育て支援等を一層充実させ、2013年「高齢化対応度日本1」に続く、「子育て支援日本1」を目指し、第4に、小山市の「宝」である「渡良瀬遊水地」「本場結城紬」「小山評定」「スポーツのまちおやま」等の地域資源に磨きをかけ、観光地域化の推進による交流人口の増大を図っております。

さて、国民健康保険は、市民の皆様
の健康を支え、国民皆保険の根幹として、世界最長の平均寿命や高い保険医療水準の達成に大きな役割を担ってまいりました。また、平成30年度からは、将来にわたり国民健康保険を持続可能なものとするため、財政支援の拡充、運営の都道府県域化等の制度改革がなされ、併せて、予防・健康づくりの促進による医療費適正化の推進が図られております。

小山市におきましても、市民の皆様が安心して医療を受けられる環境を提供できるように被保険者資格の適用適正化、医療費適正化、国民健康保険税の収納率向上の強化などに取り組み、国民健康保険運営の健全化を目指しております。

さらに、近年の医療費の増大解消に向け、国民健康保険財政の健全化のため、市民が健康を維持できるように生活習慣病の予防に重点を置いた特定健診・特定保健指導の推進強化を図るとともに、今後も、「豊かで活力があり、くらしやすい『夢』『未来』溢れる新しい小山創り」のため、産業・都市・教育・医療基盤の整備、子育て支援等を最大限に推進してまいります。

小山市長
大久保 寿夫



令和2(2020)年度国民健康保険運営方針に 基づく事務執行等について

栃木県保健福祉部国保医療課

はじめに

本県では、平成29年11月に、「栃木県国民健康保険運営方針」(以下「運営方針」という。)を策定した。

運営方針は、県と市町が一体となつて、国保に関する事務を共通認識の下で実施し、安定的な財政運営並びに市町の国民健康保険事業(以下「国保事業」という。)の広域的及び効果的な運営の推進を図るための統一的な方針として定めたものである。

市町保険者には、運営方針に定められた保険給付、保険料(税)の決定及び賦課・徴収、保険料(税)収入の確保、医療費の適正化の取組のほか、住民との身近な関係の中、資格管理や適用の適正化等、地域におけるきめ細かい事業についても引き続き担っていただく。

本書は、運営方針に基づく市町保険者の事務執行のほか、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会における、令和2(2020)年度の国民健康保険事業運営上の留意事項

項についてとりまとめたものである。(以下、傍線部は新規又は追加事項。)

○市町保険者に関する事項

第1 国民健康保険財政について

1 事業計画の策定

事業計画の策定については、国保事業の適正かつ安定的な運営を図るため、事業運営の実情を把握分析し、それらの検討結果を踏まえた重点事項及び目標を設定するとともに、目標達成のための具体的な実施体制、実施方法及び関連事業との連携等を明確にすること。

2 予算の編成

予算の編成については、毎年度、厚生労働省保険局国民健康保険課長から通知される予算編成に当たつての留意事項等に基づき行うこと。

3 赤字解消・削減の取組

解消・削減すべき赤字が生じ

た市町は、「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日保国発0129第2号)に基づき、赤字の要因分析を行った上で、

赤字解消計画書を作成し、収納率の向上、健康づくりや医療費適正化の取組、適正な保険税率の設定等により、赤字の削減・解消を図ること。

4 保険者努力支援制度等の活用

国保財政の収支改善を図るため、保険者努力支援制度(市町村交付分)や県版保険者努力支援制度を活用し、医療費適正化等に向けた取組を推進すること。

第2 適用の適正化

1 被保険者の適用

(1) 被保険者の適用については、「国民健康保険の被保険者にかかる適用及び保険料(税)の賦課の適正化について(通知)」(平成5年11月15日保

発第123号)に基づき、「国民健康保険の適用事務における年金被保険者情報の活用について(通知)」(平成23年2月22日保国発0222第1号)及び「国民健康保険の適用事務における年金被保険者情報の活用についての一部改正について(通知)」(平成23年12月16日保国発1216第1号)により活用が可能となった国民年金被保険者情報を活用する等、未適用者を早期かつ的確に把握し、早期適用を促進するとともに、遡及適用者については的確に遡及賦課を行うこと。

(2) 退職被保険者等の適用について

は、「国民健康保険の退職被保険者等に係る適用について(通知)」(平成15年3月31日保国発第0331003号)、「国民健康保険の退職被保険者等に係る適用の適

正化対策について（通知）」（平成17年9月16日保国発第0916001号）、及び「国民健康保険の適用事務における年金被保険者情報の活用についての一部改正について（通知）」（平成23年12月16日保国発1216第1号）に基づき、

年金受給権者一覧表等の年金情報の活用等により早期に把握・適用し、適用の適正化を推進すること。また、各市町において作成した退職被保険者等に係る振替作業マニュアルに基づき、被保険者資格の遡及に伴う療養給付費負担金及び療養給付費交付金の振替整理を適正に行うこと。

（3）特に退職被保険者の被扶養者に係る適用については、「国民健康保険の退職被保険者の被扶養者に係る適用の適正化対策の徹底について（通知）」（平成19年9月18日保国発第0918001号）及び「国民健康保険の退職被保険者の被扶養者に係る適用について（通知）」（平成20年3月31日保国発第0331001号）に基づき、職権適用を実施す

る等適用の適正化を推進すること。

（4）外国人の適用については、「外国人に対する国民健康保険又は後期高齢者医療制度の適用について」（平成24年7月9日保国発第0709第1号）及び「在留外国人の国民健康保険適用の不適用事案に関する通知制度の運用について」（平成31年1月7日保国発0107第1号）に基づき、適正に行うこと。

また、出入国在留管理庁から提供された情報を活用した特定技能外国人の国民健康保険への加入促進に取り組みこと。（出入国在留管理庁から提供された情報を活用した特定技能外国人の国民健康保険への加入促進について）（令和元年12月13日保国発1213第2号）

2 居所不明被保険者の確認

居所不明の被保険者に係る資格喪失の確認については、「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて（通知）」（平成4年3月31日保国発第40号）に基づき、取扱要領

を作成して的確に行い、国民健康保険税の調定額についても整理すること。

3 適用の適正化調査

適用の適正化調査については、「国民健康保険の被保険者の適用の適正化及び第三者行為に係る求償権の行使について（通知）」（昭和50年7月1日保国発第63号）に基づき、各保険者の実情にに応じて「適用の適正化月間」を設定し、被用者保険の加入・脱退者、住所地特例の対象者、外国人、擬制世帯等について、計画的、集中的に適用の適正化を推進すること。

また、「国民健康保険の被保険者の適用にかかる周知について」（平成29年4月3日保国発0403第1号）に基づき、本来は被用者保険（*通知では「健康保険や厚生年金」）に加入すべきでありながら、国民健康保険（*通知では「国民健康保険や国民年金」）に加入している可能性のある被保険者について、被用者保険（*通知では「健康保険・厚生年金保険」）の適用対策の一層の促進を図ること。

第3 市町における保険税の賦課に 関する事項

1 所得の把握

保険料（税）の算定の基礎となる所得については、的確に把握すること。

また、申告のない世帯については保険料（税）の軽減対象世帯となる可能性もあることから、積極的に申告を勧奨し、積極的に実地調査を行う等の確に所得を把握すること。

なお、共有名義の固定資産に係る資産割額の算定については、「共有名義の固定資産に係る国民健康保険料（税）の資産割額の算定について（通知）」（平成20年1月18日保国発第0118001号）に基づき、持ち分に応じて適正に按分賦課を行うこと。

2 保険料（税）の賦課割合及び賦課限度額の設定

保険料（税）の賦課割合及び賦課限度額については、被保険者間における負担の不均衡の是正、中間所得者層の過重な負担の軽減を図る観点から、適切な設定を行うこと。

3 保険料（税）の減免

国民健康保険から後期高齢者

医療制度に移行した者がいる世帯における保険料（税）について、平成25年度から所得割に係る軽減判定所得の算定特例が恒久化されたほか、平等割の減額措置が延長されたことを踏まえ、適正な対応を行うこと。また、被用者保険から後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、被扶養者から国保被保険者となつた者に係る条例減免については、当分の間措置されることとされていたが、当該条例減免のうち、旧被扶養者に係る応益割については、平成31（2019）年度以降、資格取得日の属する日以後2年を経過する月までの間に限り実施することとされたので適正な対応を行うこと。（平成30年12月12日事務連絡）

第4 市町における保険税の徴収の適正な実施に関する事項

1 収納率目標

保険者規模別の現年度分の保険税収納率の目標は、次のとおりである。

- (1) 被保険者数1万人未満の保険者……………95%以上
- (2) 被保険者数1万人以上5万

- 人未満の保険者 94%以上
 - (3) 被保険者数5万人以上10万人未満の保険者 93%以上
 - (4) 被保険者数10万人以上の保険者……………92%以上
- 今年度は運営方針の最終年であることから、収納率目標を達成するべく着実に収納対策の取組を進めること。

2 保険料（税）収入の確保

(1) 徴収計画の策定

市町村保険者の徴収計画については、県が運営方針の中で定めた保険者規模別収納率目標を踏まえ、滞納者の実態（滞納原因別、所得階層別、職業別、地区別等）に基づき目標収納率を設定するとともに、地域の実情に応じて、目標を達成するための実施体制、実施方法等具体的な計画を策定すること。

(2) 納期内納入の促進等

保険料（税）の納入については、納期内納入の促進を図るためにマルチペイメントネットワークの導入や口座振替の原則化を検討し、口座振替を推進するほか、多様な納付方法を採用する等、納付しやすい環境整備を推進するとともに被保険者に対する効

果的な啓発活動を積極的に行うこと。

(3) 滞納者対策

ア 保険料（税）の確保を図るため、早期に滞納者の財産調査を含めた実態把握及び適切な対応を行うこと。

イ 特別の事情がないにもかかわらず保険料（税）を滞納しているいわゆる悪質滞納者に対する被保険者資格証明書の交付及び保険給付の一時支払差止め等の措置については、「国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて（通知）」（平成12年3月28日保険発第41号）に基づき、適正に行うこと。

ただし、出産育児一時金については、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）附則第10条による一時差止を行わない措置が継続されているので留意すること。

被保険者資格証明書の交付に当たり、「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」（平成20年10月30日保国発第1030001号）に

基づき、適正に行うこと。被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付については、交付事務を通じてできるだけ滞納者と接触する機会を確保し、保険料（税）を納めることができない特別な事情の適切な把握に努め、機械的な対応になることのないよう、きめ細かな納付相談を行うこと。

被保険者資格証明書の交付は不利益処分にあたることから、行政手続法に基づく弁明の機会の付与を必ず実施すること。

また、滞納者の状況に応じ、通常に比べ更新または検認の期間が短い被保険者証を交付する等、被保険者証の交付方法を工夫して納付相談の機会の確保を図り、滞納を解消すること。

ウ 被保険者が、督促、催告に応じない場合には、負担の公平の観点から積極的に差押えを行うこと。

エ 納付義務者が保険料（税）を納期限までに完納しない場合は、必ず延滞金を測定し、徴収すること。

オ 保険料（税）の不納欠損処

分については、資産の状況等の調査結果に基づき適正に行うこととし、短期被保険者証の交付対象者が該当した場合も行うこと。

(4) 徴収体制の充実
滞納保険料(税)の徴収については、全庁体制の確立や嘱託徴収員の採用等、徴収体制の整備を図ること。

また、嘱託徴収員等を活用している保険者については、嘱託徴収員等のみに任せることなく役割分担を定め、職員との連携による戸別徴収に積極的かつ効率的に取り組むこと。

(5) その他の収納対策

上記(1)から(4)のほか、保険料(税)の収納率の確保・向上等の対策として、「収納対策緊急プランの策定等について(通知)」(平成17年2月15日保国発第0215001号)等を参考に、効果的な収納対策に積極的に取り組むこと。

第5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

1 保険給付の点検、事後調整に関する事項

(1) 保険給付の点検

診療報酬明細書(以下「レセプト」という)の点検調査については、「国民健康保険の診療報酬明細書点検調査事務処理要領について(通知)」(昭和55年5月10日保国発第42号)に基づき実施しているところであるが、被保険者資格の点検、調剤報酬明細書との突合、縦覧点検等については、強化された連合会のレセプト審査機能を活用する等、より効率的な調査を実施すること。

また、レセプト点検調査を計画的に実施するための点検体制の整備については、医療事務経験者等を嘱託員に採用する、専門業者へ委託する等して充実すること。

(2) 不当利得への対応

不当利得の事務処理については、「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」(平成26年12月5日保国発1205第1号)に基づき、保険者間調整を積極的に活用するほか、「不当利得の返還金にかかる債権管理等の適正化について」(平成25年7月19

日保国発0719第1号)に基づき、返還金債権の把握及び管理並びに療養給付費等負担金の適正な算定を行うとともに、債権回収に努めること。

2 療養費の支給の適正化に関する事項

(1) 柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう

柔道整復師等の施術における保険給付の範囲等について、広報等により柔道整復療養費等に対する被保険者の関心を高め、適正化を進めること。

特に、柔道整復療養費については、申請書の内容点検については、疑義(多部位、長期又は頻度が高い)が生じた場合、必要に応じて被保険者に文書照会や聞き取りを行うことにより施術の状況等を確認し、支給の適正化に努めること。

また、支払前の資格確認を徹底して行うこと。

(2) 海外療養費

支給申請に対する審査の強化として、航空券等海外に渡航した事実が確認できる書類の写し及び保険者が海外療養を担当した者に照会することに関する被

保険者の同意書を求めること。

また、「海外療養費支給事務の一層の適正化に向けた取扱いについて」(平成29年8月9日保国発0809第1号)及び「海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた対策等について」(平成31年4月1日保国発0401第2号)に基づき、海外療養費の支給の適正化、及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた対策を講じること。不正請求事例が判明した場合には、「海外療養費の不正請求対策等について」(平成25年12月6日保国発1206第1号)に基づき、県に報告すること。

3 第三者求償の取組強化に関する事項

第三者求償事務については、第三者行為の発見手段の拡大及び被保険者に対する周知広報の強化により、确实かつ速やかな傷病届の提出の励行を図ること。また、求償事務の取組の底上げを図るため、PDCAサイクル(現状の取組評価・事務改善・数値目標の設定)を確立、循環させることにより、継続的に求償

事務の取組強化を進めること。

4 高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項

高額療養費の多数回該当の判断に当たっては、世帯主に着目して適切に世帯の継続性を判定すること。また、世帯の継続性の判定の取扱いは、国の参酌基準に基づくこと。

第6 医療費の適正化に向けた取組

1 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上

第3期特定健康審査等実施計画に基づき、実施率の向上に向けた取組を行うこと。また、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげられるよう、対象者の個別性を重視した効果的な保健指導を実施すること。

2 データヘルス計画の策定とPDCAサイクルに基づく効率的・効果的な保健事業の実施に向けた取組

保健事業を行うに当たっては、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第307号）に基づき、保健事業の実施計画

（データヘルス計画）を策定する

とともに、生活習慣病予防対策等、地域の課題に応じた保健事業をPDCAサイクルに基づき実施すること。

3 糖尿病等生活習慣病重症化予防に向けた取組

「栃木県糖尿病重症化予防プログラム」等に基づき、医療機関への受診勧奨やかかりつけ医と連携した保健指導を行うこと。

4 後発医薬品の安心使用の促進に関する取組

後発医薬品については、後発医薬品希望シール及びカードの配布及び後発医薬品を使用した場合の医療費の通知（差額通知）等、後発医薬品の積極的な活用を促進すること。

5 適切な受療行動の促進（重複・頻回受診等の是正）に向けた取組

重複・頻回受診者に対する保健師の訪問活動については、「重複・頻回受診者に係る医療費適正化対策の推進について（通知）」（平成10年8月5日保険発第126号）に基づき、積極的に推進すること。

6 医療費等の分析

医療費等の分析については、診療諸率の経年的な傾向把握、他の保険者との医療費実態の比較、疾病構造、長期入院者及び重複・頻回受診者の動向の把握・分析等により、医療費等の現状と問題点を的確に把握し、医療費の適正化に必要な施策に反映すること。

また、将来に向けて医療費適正化対策を効果的に実施するため、連合会等と連携し、調査・研究を行うこと。

なお、連合会から提供される疾病統計、長期入院者、重複・頻回受診者、柔軟内容点検リスト等の資料を十分活用し、医療費適正化対策の内容を充実すること。

7 県による市町の保健事業支援

国民健康保険法第82条第12項の規定に基づき、令和2年度以降、市町の保健事業を支援するため、県が、市町に対しレセプト等の情報の提供を求め、県に可能となったことから、県によるレセプト等を活用した健康課題の整理・分析及び支援等について、連携・協力を努めること。

第7 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携

1 地域包括ケアシステム構築に向けた取組

医療・介護・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現に向けて、課題を抱える被保険者の把握と働きかけ、地域で被保険者を支える仕組みづくりや地域で被保険者を支えるまちづくり等に取り組むこと。

2 直営診療施設

保険者が設置する直営診療施設については、国保の被保険者を始めとした地域住民に対して、保健・医療・福祉の各般にわたる総合的な処遇を行ううえで極めて重要な役割を果たすことが期待されているので、地域住民に対する医療・健康に関する相談部門を設置する等、総合的な機能が発揮できるよう充実すること。

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項

国民健康保険保健事業及び高齢者に対する保健事業について、市町が介護保険の地域支援事業

等と一体的に実施することができよう、健康増進部門及び介護部門との連携体制を整備する外、効果的に市町村国保ヘルスアップ事業等を活用すること。

第8 その他

1 補助金申請事務等の適正化

補助金の申請等に係る事務処理については、会計実地検査等において多数の不適正な事務処理が判明しており、自主点検による適正化を実施しているところであるが、今後は、「国民健康保険関係国庫補助金等にかかる事務処理の適正化について（通知）」（平成28年12月8日保国発1208第1号）等関係通知を参考にするとともに、申請誤りが生じないような防止策（誤りやすい事項についての確認マニュアルの作成等）を講じる等、適正な事務処理のために必要な体制の整備を図ること。

2 不正及び事故の防止

不正及び事故の防止については、不正及び事故の発生を未然に防止するため、事務処理方式の見直し、相互牽制体制等の管理体制の充実及び自主的監査の

実施等不正及び事故の防止に万全を期すこととし、不正及び事故が発生した場合は、速やかに県に報告すること。

なお、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）」に基づき、事案によっては個人情報保護委員会へ報告する必要がある。この場合、県にも情報提供すること。

また、個人番号利用事務を受託していた事業者が、最初の委託者である地方公共団体等の許諾を得ずに同事務を再委託していた事案があったことから「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」が改正されていることに留意し、特定個人情報について適正に取り扱うこと。（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について（依頼）（令和元年12月10日個情第1144号））

3 国民健康保険運営協議会の充実

国民健康保険運営協議会については、国保事業の適正かつ安定的な運営を図るために重要な審議機関であるので、事業運営の課題・問題点を十分に審議する等積極的に開催すること。

4 保険者協議会における各保険者との連携・協力

保険者協議会については、保険事業等の効率的で円滑な事業運営を図るため、各保険者との連携・協力を努めること。

5 情報開示

レポート開示については、「診療報酬明細書等の被保険者への開示について（通知）」（平成17年3月31日保発第0331007号、平成23年6月20日付け保発0620第2号により一部改正）に基づき行うこと。

6 国民健康保険事業に係る検証

市町は、毎年度、事業の実施状況を分析・評価し、必要に応じて改善に取り組むこと。

7 台風第19号関係

令和2年4月1日からの診療、調剤及び訪問看護については、保険者から交付された一部負担金等の猶予・免除証明書を提示

した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を猶予・免除する扱いとなっていることに留意すること。（令和2年2月27日事務連絡「令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その15）」）

また、令和2年4月1日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとなっていることに留意すること。（令和2年2月27日事務連絡「令和元年台風第19号による被災者に係る被保険者証等の提示について」）

8

新型コロナウイルス感染症関係
新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険関係事務の対応については、下記の通知に留意すること。

【資格証明書 関係】

「新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて」（令和2年2月28日保国発0228第1号）

【資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告、保険税徴収猶

予 関係

「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて」（令和2年3月10日事務連絡）

【健康増進事業、特定健康診査等 関係】

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた健康増進事業の実施に係る対応について」（令和2年4月14日事務連絡）

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について（改訂）」（令和2年4月17日保国発0417第2号）

【保険税の減免 関係】

「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和2年4月8日事務連絡）

【傷病手当金 関係】

「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」（令和2年3月10日事務連絡）及び「新型

コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について」（令和2年3月24日事務連絡）

○国保組合に関する事項

上記のほか、国民健康保険組合の運営に当たっては、以下の点に留意すること。

1 適用の適正化

被保険者の適用については、組合規約に定める組合員の業種（現に業務に従事しているか否かを含む）、住所、勤務先の業態及び健康保険の適用除外承認手続きの確認を徹底すること。

また、「国民健康保険組合の組合員資格の適正な取扱いについて」（平成24年3月26日保国発0326第1号）に基づき、定期的に被保険者資格の確認を行う等、適正な取扱を徹底すること。

2 法令遵守体制の整備

「国民健康保険組合における法令遵守（コンプライアンス）体制の整備について（通知）」（平成22年9月10日保国発0910第1号）に基づき、法令遵守体制の整備に取り組むこと。

3 個人情報等の適正な管理

国保組合が扱う個人情報等の重要情報については、個人情報保護法及び「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて（通知）」（平成29年4月14日保国発540号、保発0414第16号）に基づき適正な管理に取り組むこと。

また、個人番号利用事務を受託していた事業者が、最初の委託者である地方公共団体等の承諾を得ずに同事務を再委託していた事案に関連して、番号法違反の事例を明確化するため、「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」が改正されていることに留意し、特定個人情報について適正に取り扱うこと。（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について（依頼）」（令和元年12月10日個情第1144号））

4 国民健康保険組合における事業

継続について
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テレワーク環境が未整備の国民健康保険組合事務

局において、業務継続が物理的に不可能等と理事長が判断した場合、県に対して、業務の中断理由、中断期間（予定）等を報告すること。（「国民健康保険組合の事業継続について」令和2年4月8日事務連絡）

○国保連合会に関する事項

第1 審査の充実強化

レセプトの審査支払事務については、審査専門部会の審査対象の拡大、事務点検期間及び審査委員会における審査期間の延長等により事務共助の充実及び審査体制を拡充し、審査の充実・強化及び効率化に努めること。

第2 保険者支援

1 保険者事務共同電算処理事業等の充実・強化

保険者事務共同電算処理事業及び第三者行為求償事務共同処理事業については、保険者の事務処理の効率化等を図るため充実・強化すること。

特に第三者求償については、研修会の開催や損害保険関係団体、医療機関等との連携強化に加え、直接求償事務に関して、

保険者のニーズに専門的・的確に応じられるよう、将来的に全ての傷害事故について受託できる体制を構築すること。

2 医療費分析等の充実・活用

医療費分析等については、保険者において医療費等の分析結果に基づく効果的な保健事業の実施を図るため、疾病統計及び重複・頻回受診者リスト等の充実を図るとともにその活用方法の教示等を行うこと。

なお、疾病統計等については、保険者にとって有効かつ必要なものとなつているか活用状況を把握し、的確な情報を提供するとともに電算事務の効率化を推進すること。

3 レセプト点検調査の支援

レセプト点検調査の支援については、保険者におけるレセプト点検調査の内容点検の充実を図るため、保険者の実態に応じたレセプト点検調査に係る研修及び内容点検を的確に行うための情報提供等積極的な支援を行うこと。

4 保健事業の支援

保健事業の支援については、特定健康診査・特定保健指導の

円滑な実施を図るとともに、保険者における保健事業の推進を図るため、データヘルス計画の策定支援をはじめ、健診結果データ等を活用して各保険者の実態に応じた効果的な保健事業の企画、評価、調査・研究等、各種の施策の支援を行うとともに保健師活動を充実すること。

また、保険者が行う保健・福祉事業との連携に配慮した保健事業の展開に対する支援等にも配慮すること。

国民健康保険保健事業及び高齢者に対する保健事業について、市町が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができると、診療報酬請求書及び特定健康診査等に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に努めること。〔「医療保険制度の適

正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の一部の施行について

(通知)〕(令和元年5月22日保発05222第2号)

5 保険料(税) 収納率向上対策の

支援

連合会の保険料(税) 収納率向上アドバイザーを活用して、保険者に対して長期滞納・収納困難事案への対応方法の相談及び職員研修による職員の資質向上等収納率向上のための保険者支援を行うこと。

第3 その他

1 個人情報等を含む重要情報の適正管理

連合会が扱う個人情報等の重要情報については、個人情報保護法及び「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日個情第541号、保発第0414第10号)に基づき適正な管理に取り組むこと。

また、個人番号利用事務を受託していた事業者が、最初の委託者である地方公共団体等の許諾を得ずに同事務を再委託していた事案に関連して、番号法違反の事例を明確化するため、「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)」が改正されていることに留意し、

特定個人情報について適正に取り扱うこと。〔特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について(依頼)〕(令和元年12月10日個情第1144号)

2 事務の改善等

連合会における不正及び事故の防止については、保険者に関する事項の第8の2に準じて実施すること。

なお、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)」に基づき、個人情報保護委員会へ報告する必要がある。この場合、県にも情報提供すること。





那須町

すず き とも み
鈴木友実

那須町は、栃木県の最北端に位置し、那須連山と八溝山地の間に広がる自然環境豊かな町で、那須御用邸を有する皇室ゆかりの地でもあります。北西部には那須連山の主峰茶臼岳がそびえ、今なお煙を吐き続けており、その南斜面には1380年の歴史を持つ那須温泉郷があり観光の名所となっています。山麓地帯には、別荘地やテーマパークがあり、高原地帯には傾斜地を利用した酪農が続き、中央・東部地区には水田が広がっています。また、南東部の伊王野・芦野地区は源義経や俳人松尾芭蕉にまつわる多くの史跡のほか林業・石材業の町としても発展を続けています。

本町では、町民の皆様により「那須町に住んで本当に良かった」と心から思ってもらえるよう、将来に予想される社会の変革に柔軟に対応していくための基盤整備に重点を置いた町政運営を進めています。昨年度は、那須町の将来を担う大切な子供たちに、手厚い子育て・教育環境を整えるため、「那須町すこやかこども基金」を創設しました。本年度はこの基金を活用した教育ICT環境のさらなる整

備・充実を進めていきます。また、町行政の中心である黒田原地区に子育てファミリー向けの集合住宅をPFIの手法により整備し、定住・移住の促進を目指しています。

さて、那須町の国保運営協議会会長を務められている鈴木友実会長は、平成30年に那須町自治会連合会会長に就任され、現在90人いる各地区自治会長のリーダーとして、また、町民と行政とを結ぶ頼れるパイプ役として活躍されております。また、本協議会においては、平成30年から委員、平成31年から会長として本町の国民健康保険事業の運営にご尽力をいただいております。

国保を取り巻く環境は、少子高齢化や医療費の増加、また現在、世界全体に脅威を与えている新型コロナウイルスとの闘いといった厳しい状況にありますが、鈴木会長の住民目線の豊かな知識と経験を活かし、健全で安定した国保運営の実現に向けてご活躍されますことを期待しております。

切れ目のない保健事業を目指して

全ての町民が、健康で豊かな生活を送るためには、本人の特性や状況に対応した切れ目のない支援が必要です。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の取り組みをうまく連携させ、保健事業を一体的に実施することができるよう私たち委員もバックアップしていきたいと思います。

会長の一言

私の趣味と健康法 心の健康

ー釣り・ジョギング・サイクリングー

新型コロナウイルス感染症の拡大により心身ともに疲労が蓄積していることと
思いますが、頑張つて乗り切りましょう。
さて、私の趣味は何かと言われれば、
釣りです。釣り歴は40年以上になります
が、ヘラブナ釣りから始まり、溪流釣り
や鮎の友釣り、乗合船でのイカや鯛、堤
防での投げ釣りと色々手を出してしまっ
たため、竿や道具は増えましたが上達は
せず、すべて人並み？の腕前で、今は鬼
怒川や中禅寺湖などでのルアー釣りが主
になっています。30代までは、人より多

く釣ることや大きな魚を捕ることだけに
夢中になっていましたが、今は仲間と和
気あいあい景色や釣りを楽しみ、釣れた
1匹の魚に感謝するようになりました。
何時間かの釣りで、いつの間にか仕事や
人間関係など日頃のモヤモヤが消えて心
が軽くなったような気がしています。

また、健康法は、ジョギングとサイク
リングです。食べることやビールを飲む
ことが大好きな私は、40歳頃には体重が
3桁に迫り、血圧や血糖などの数値が高
くなりました。一念発起しダイエットに

挑戦、職場での昼食は妻のお弁当、夜9
時以降は飲食せず、飲酒も休肝日を設け
て30キロの減量に成功し、高血圧症や糖
尿病も改善されました。
しかし、それ以降なかなか体重が減ら
ないため、週末にジョギングを始め、最
初は2キロからでしたが、田園地域や川
沿いなどいろいろなコースを考えながら
今では30キロ近くは走れるようになりま
した。普段車で通り過ぎるだけではわか
らないような小さな発見が楽しく、もっ
と遠くの景色や小さな発見を楽しみたい
との思いから自転車を購入しサイクリン
グも始めました。

今では、10年以上もジョギングとサイ
クリングを続けています。釣りと同じで
景色を楽しみながらまた季節を感じなが
ら体を動かす、身体だけでなく心もダイ
エットされます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の
ため、不要不急以外の外出自粛もありま
すので、今後の状況を見ながらになりま
すが、皆さんも一度試してみてください。



栃木市 生活環境部
保険医療課
課長 島田 林治



国保制度を崩壊させないために①

昨年(2023年)の4月に厚生労働省から「平成29

年国民健康保険(市町村)の財政状況」

が発表されました。これによると収納率

は全国ベースでは現年分で92・45%と対

前年で0・53ポイント伸びています。平

成21年度の過去最低の88・01%から8年

連続でV字回復しています。

栃木県を見ると現年分の徴収率は90・

15%と前年より0・66ポイント上昇して

います。全国ベースと同じでV字回復が

続いています。他県の自治体も頑張っ

ておりますので全国順位は46位のままでし

た。ちなみに45位の千葉県との28年度の

ポイントの差は0・47でしたが29年度は

0・49と少し水をあげられました。46位

という順位を上げていくためには今まで

と同じやり方ではいけないと思います。

今一度滞納整理についてどうすればよ

いか一緒に考えましょう。

1 納税交渉

① 基本的考え方

納期限までに納付されない場合、納期

限後20日以内に督促状発布します。それ

でも納付されない場合、催告書の送付、

電話による催告、滞納者宅の訪問(臨戸)

などをされていると思います。そして来

庁される滞納者の対応もあると思います。

この一連の流れの中で皆さんが行うの

が納税交渉です。この交渉は滞納整理を

行うにあたって最も基本的な業務行為だ

といえます。そして、納税交渉は特別な

専門知識が必要なわけではなく、社会一

般人としての見識をもって接すれば良い

のです。

基本としては「優しく丁寧な対応で不

快感や高圧的な態度はとらない」ことで

す。また、「接遇のミス」でトラブルを

起こすと滞納整理の本業業務に入ること

ができなくなるばかりか、困難事案とな

ることが必要です。

② 納付の話以外は聞く耳を持たない

(生活状況確認)

以上の基本を踏まえて、交渉時には収

入と支出がどうなっているのかを聞く

(書かせる)ことが大切です。よく滞納

者の話を鵜呑みにして分納の話から始め

る方がおられますが、年6回から10回程

度で支払う国保税はすでに分納に近い状

態なのです。

一括納付ができるかどうか生活実態を

聴取して、当面無理と判断したら短い分

納を認め、分納中であっても財産調査を

することを告げ、財産があれば差押える

こと、分納が途切れた場合も連絡せずに

差押えることをキチンと話しておくこと

が大切です。

また、自治体や首長等への不満話など

お金の話にならないのに根気よく話を聞

いている方がおりますが、時間が無駄な

ので「納付の話にならないければお帰りに

ください。」とはっきり告げるべきです。お

金の話とは家族にけが人病人が出た、子

供の入学(義務教育)などで出費がかさ

んだなど家族状況や収支の状況などのこ

とです。(住宅ローンの支払いや子供の私

立大学の学費が大変だという話は、住宅

を持たずに苦労している人や大学に入れ

たくても入れられずに、それでも国保税

をきちんと支払っている人のことを考え

ると斟酌する必要はないと思います。)

帰ってくださいと言っても帰らない場

合は「不除去罪」が適用される旨を伝え

最終的には警察を呼ぶなどの措置が必要

です。

いずれにしても納税交渉は相手の言い

なりにならず、毅然とした態度で接する

ことが大切です。交渉が決裂した場合は

差押を徹底して行うことが肝要です。

2 徴収率を上げるために

皆さんのところでは分納中の滞納者の

現年分が発生した場合の対応をどのよう

にしているでしょうか。多くの自治体で

は延滞金のことを考え滞納者有利ということ、ことで古い滞納分に分納額を当てているケースが多いと思います。しかし1年以内で完結しない分納額であれば、滞納額が増える一方になります。

これでは徴収率は上がらないのではな
いでしょうか。そこで現年分の徴収率を
上げている自治体の取り組みを簡単に紹
介いたします。

- ① 現年分が発生した時点で滞納者
に対し現年分については納期内
に支払うよう指導します。
- ② 指導に従わない場合は、財産を
調査して差押を行います。(分
納事案は差押えをしていない
ケースが多い)
- ③ 指導に従ってくれた滞納者には
今までの分納額より現年分が少
ない場合は残余の分を滞納繰越
分の新しい滞納に充てます。
- ④ この場合でも財産調査を行い財
産があれば差押えます。
- ⑤ 財産がなければ滞納繰越分につ
いて③の額との見合いで一部執
行停止処分を行う。

このようにしている自治体は現年分を
支払う滞納者が増えることで現年分の徴
収率が上がり、滞納繰越分については3
年後に不納欠損とすることで滞納繰越分
の徴収率も上がるようになります。

一部停止についての議論もあるかと思
いますが、これまで放置した結果一括
では支払えない状態になっている滞納者
が納期内納付をしてくれるようになるこ
とが大切なのではないのでしょうか。

横浜市などはこの方法を取り入れる
ことで徴収率を大幅にアップさせてい
ます。

3 法律どおり、約束どおりに

公務員の仕事は多岐にわたっています
が、法律どおりに仕事をしないで済んで
いる部署は滞納整理部門だけではないで
しょうか。法律には、滞納をしたら差押
えろと書いてあります。

しかし「差押える」といくら言っても
差押えなければ法律どおりに仕事をして
いるとは言えません。滞納者に「また言っ
ている」「どうせ差押えなんかしない」
と高をくくられるだけです。

また、分納の約束が不履行になった時、
電話や臨戸をして遅ればせながら支払わ
せる。そして次の月も同じことを繰り返
す。こんなやり方をしていませんか。

分納誓約書には不履行の場合、差押え
てもよいと書かれているはず。躊躇
せずに約束どおり差押えをする姿勢が必
要だと思います。

皆さんは公務員で法の番人です。法律
を順守して仕事をしなければいけない立
場にあります。

また、差押えに対しての苦情等につい
ては、毅然とした態度で接することが求
められます。

法律どおり、約束どおり差押えること
が徴収率を上げる第一歩です。

今、新型コロナウイルスが猛威を振
るっている中で徴収業務は非常に厳しい
状況にあります。捜索・差押えを控えな
ければならない状態が続いています。し
かし、終息する日がきますので、財産調
査を徹底して行うチャンスとしてとらえ
全滞納者の財産を調べておくのもよいか
もしれません。大変な時代の中ですが皆
さんお体に気を付けていただき、徴収率

向上に向けて頑張ってください。(合掌)
(次号へ続く)

プロフィール

特定非営利活動法人
ローカルガバメント・
ネットワーク理事長

ほり ひろ はる
堀 博晴 氏

1947年生まれ、中央大学法学部卒、東京都入庁。
江戸川区役所を経て小笠原復興事業に従事。その後
本庁に戻り、同和対策、災害対策に携わる。主税局
徴収部機動整理課長、徴収指導室長を最後に都庁を
退職。機動整理課長の時、全国で初めてインター
ネット公売を実施し成果を上げる。全国を飛び回り、
1,100以上の地方自治体、一部事務組合などがイ
ンターネット公売を利用するまでに成長させた。





ただいま こくほ 最前線

プロジェクトA100、 はじまっています!

しま だ え り
島田 絵梨

国保経験年数
2年3カ月

足利市 保険年金課
国民健康保険担当

【私の街自慢】

日本最古の学校「足利学校」や国宝「鏝阿寺」等、歴史と文化にあふれている所です。また、様々なハイキングコースもあり、新緑や紅葉の季節、いつ訪れていただいても楽しめる所も足利の良いところです。2021年、足利市は市制100周年を迎えます。「プロジェクトA100」と題して、様々な企画が始まっておりますので、ぜひこれからの足利市にもご注目ください!

【趣味・特技】

美術館・博物館巡りです。たくさんの作品にあふれている美術館に行くことはもちろん、小さな画廊に1人でふらっと行くことも好きです。

【健康法・ストレス解消法】

健康法としては、ウォーキングをしています。お気に入りの公園があるので、その中を歩くことが好きです。ストレス解消法は、たくさん食べて、たくさん寝ることです!

【国保事務を担当しての感想・意見など】

主に保険証一斉更新や月報の事務をしています。国保事務は様々な業務に分かれているので、日々学ぶことが多く、理解することに必死です。少しでも被保険者の方の力になれるよう、これからも努力していきたいと思っております。

【最近気になること】

最近市内の飲食店が増えている気がしています。行ったことのないお店をどんどん開拓していきたいです!



ただいま
こくほ
最前線

もおかのいちごを食べに
ぜひお越しください

まつ だいら あき
松 平 曉

国保経験年数
1年3カ月

真岡市 国保年金課
国民健康保険係

【私の街自慢】

生産量、日本一のいちごが自慢です。真岡に来てから、いちごをお裾分けとしていただくことが多くなり、最近では毎日いちごを食べています。

今年は、道の駅「にのみや」の二宮尊徳物産館がリニューアルオープンしました。店内には、食堂や、スイーツ工房があり、真岡のとっても甘くておいしいいちごを味わうことができます。ぜひ遊びにきてください。

【趣味・特技】

趣味はスポーツです。野球、卓球、スケボー、最近はバスケットボールをはじめました。

【健康法・ストレス解消法】

入浴です。防水のスマホを買ってから1時間以上入浴することが多くなりました。健康効果抜群です。

【国保事務を担当しての感想・意見など】

マイナンバーと保険証の一体化や、令和元年台風第19号の対応やコロナによる傷病手当など、常に事態に即応する国保事務を経験し、日々の業務への責任を強く感じています。被保険者の皆さまのため、日々研鑽に努めていきます。

【最近気になること】

今年の10月に子どもが生まれる予定です。今からソワソワしています。



ただいま
こくほ
最前線

好きな音楽で リラックス！

よもぎ た なつ き
蓬田夏希

国保経験年数
3カ月

栃木県国民健康保険団体連合会
審査課 審査第一担当

【私の担当部署紹介】

私の所属する審査課では、主に診療報酬明細書の審査業務を行っています。診療報酬点数表や通知等に従って、請求内容の確認をしています。点数表の解釈は難しく、よく読んで算定ルールを確認し、丁寧に業務に取り組んでいます。

【趣味・特技】

読書・イラストを描くこと・カラオケ

【健康法・ストレス解消法】

私のストレス解消法はカラオケに行って思い切り歌うことです。大きな声を出すことでスッキリした気分になります。また、好きな曲を歌うことで、曲の世界観を感じて明るい気分になります。何かストレスを感じたとき、音楽の力で暗くなる気持ちやイライラする気分をリセットしています。5月現在、新型コロナウイルスの影響でカラオケには行けないので、自宅で音量を控えて歌っています。お手軽に楽しくなれるのでおすすめです。

【国保連合会に入会しての印象】

想像していた以上にたくさんの業務があり驚きました。専門的な内容を扱うため、堅い雰囲気職場をイメージしていましたが、優しい方が多く、やわらかな印象を受けました。

【最近気になること】

小さいころから漫画や小説が大好きで、買い集めているのですが、本棚に入りきらないものが段ボール10箱ちかくなってしまいました。そのため新たに本棚を追加したいと考え、どんな本棚がいいかと調べています。中でも文庫本専用本棚が気に入っています。

保険者 だより

那珂よし健康ポイント事業



【那珂川町】

那珂川町では、健康づくりの重要性を普及啓発し、町民の自主的・積極的な活動を応援するために、令和元年度より「那珂よし健康ポイント事業」を実施しています。

この事業は、成人、高齢者向けの健康増進事業や介護予防事業、また、妊婦、小児に関する母子保健事業、及び生涯学習課の生きがいきり事業等、各種事業に参加することによりポイントを付与し、一定ポイントを集めると特典と交換できます。

そのポイントを還元することで、町民の健康意識の向上や健康の維持改善、健康寿命の延伸、介護予防ひいては医療費抑制に役立てるよう行っています。

(1)健康イベント（ヨガ）



ヨガ初体験の人もリラックスできました

(2)健康イベント（フットパス&薬膳セミナー）



自然と触れ合い歩き

美味しい薬膳ランチです。

「データサイエンティスト」の通勤が電車から徒歩に変わった！

その日は突然にやってきた

私が所属する東京大学・未来ビジョン研究センターのデータヘルス研究ユニットには、データサイエンティストがいる。データサイエンティストの世界的なコンペティションである「Kaggle」で世界第2位を獲得するなどこの業界では知られた存在で、24時間研究に取り組む様子には誰もが一目を置く。

そんな彼の行動が、ある日突然変わった。電車に乗らず、徒歩で通勤し始めたのだ。寝る間も惜しんで研究を進める彼が、毎日1時間近い時間をウォーキングに費やすのは余程のことだ。理由を尋ねたところ、『だって先生、静岡県のうちのデータを見ていたら、ウォーキングしたほうがいいことは明白ですよ』との返答。なるほどと思つてよく見ると、彼の額のラインがシャープになっていた。

■データは人を動かす

彼は、2018年度から静岡県と東京大学が進めている「国保ヘルスアッ

プ支援事業」のプロジェクトの一員だ。

静岡県の全市町の国民健康保険と介護保険、そして後期高齢者医療制度の最近6年分のビッグデータから、県民の皆さんがどんな病気にかかっている、患者さんが毎月何人増えている状況なのか地域ごとにわかってきた。特定健診を受けた人のデータからは、毎日ほとんど運動・活動をしていない人の体重や血圧がどれほど上がっているかも見えてきた。また、健診を受ける頻度が高いほど、健康状態が良く、医療費が低いことも明らかになった。

このような分析結果を知ったことで、彼は自らの行動も変えたわけだ。今後ウォーキングを続け、毎年健診を受けるだろう。また、もしも特定保健指導の対象になったとしても熱心に参加し、保健師さんのアドバイスに耳を傾ける素地ができたはずだ。

■データは組織をも動かす

このように、レポートや健診などのデータを活用して科学的に予防・健康

づくりを進め、同時に関係機関（自治体や医療保険者、企業、学校、医療機関など）が共同で活用できる新しい仕組みを「データヘルス」という。そのうち、保険者が実施主体となる事業計画を「データヘルス計画」と呼び、全国の国民健康保険や健康保険組合によって進められている。（具体的な内容は、私たちの研究ユニットで作成したビデオ「第1章 データヘルス計画導入の背景」<https://www.youtube.com/watch?v=hr6LDj3A4I4>をご覧ください）

これまで、住民の健康増進を図るといふ共通の課題に対して一律の施策を実施してきた市町村の取組。これによって、各種健康指標の向上や平均寿命の延伸が図られたことは言うまでもない。しかし、健康寿命の延伸に挑戦していく時代には、多様な健康課題に応じた施策が必要になる。「データヘルス」で地域の健康課題を可視化することで対象が明確になり、次の一手が打ちやすくなる。

今年1月、静岡県及び市町の皆さんを集めた「データヘルス計画」の研修会

で、前述の分析結果をフィードバックした。健康寿命が全国トップクラスの静岡県でも、地域によって高血圧や糖尿病の人の割合は異なり、医療費にも格差があることなどを伝えたところ、『なぜそのような地域格差があるのか？その背景に何があるのか？』といった疑問が湧き、各地域における健康課題の解決策の検討が始まった。既に、翌年度の計画や予算配分を、財政部署を巻き込んで見直した自治体もある。今回の分析結果を見て、『やっぱりそうかあ』とこれまでの保健活動で感じていたことがデータで示され、自信をもって取組を進められると語る保健師さんもいた。

データヘルスの先進県である静岡県の取組が全国でも進み、市町村の健康施策が前進するよう、私たちも支援していきたい。また、「データサイエンティスト」が変わったように、多くの皆さんの意識と行動が「データヘルス」を通じて変わることを楽しみにしたい。

こくほ随想

②

9万8千枚のレセプトを手作業で 確認することから始まった

■地域の人たちの健康を取り戻したい

かつて長寿県として有名だった沖縄県でも、近年は夜型生活、車社会、盛んな外食産業、多量飲酒といった社会環境を背景に、65歳未満の年齢調整死亡率が全国ワースト1位となり、新たな健康課題に直面している。

そのような沖縄でデータを活用した健康増進活動のお話をうかがうチャンスをいただいて、昨秋、私たちの研究ユニットのメンバーが全国健康保険協会（協会けんぽ）の沖縄支部を訪問した。その際に、「地域の人たちの健康を取り戻したい」という支部の皆さんの問題意識がとても強いことを感じた。

沖縄支部がデータ分析をスタートした2008年当時は、データを電子的に蓄積し、簡単に集計できるシステムがなかった。そこで、まずは加入者全員のか月分のレセプト9万8千件を印刷し、医療費や受診の状況を逐一チェックすることから始めたそうだ。当然、レセプトと健診データを結びつけるシステムもなかったため、9万8千件すべてを手作業で確認し、粘り強く健診データを紐づけていった（Q-station 参照：<https://q-station.jp/>）。

■これまで見えなかった課題の本質を知る

すると、「ワースト1位」の背景に思いがけない構造が見えてきた。

特に目に留まったのは高額医療費の存在だったようだ。ただ、これは表に見える現象にすぎない。医療費が高いということは、重い病気で苦しんでいる人がいるということだ。その背景にあるのは何だろうか？

分析結果から、月間80万円以上の高額レセプトの3割が心疾患で、そのうち基礎疾患として51%に高血圧があることが明らかになった。つまり、血圧をコントロールできれば予防可能な人が多いのだ。また、高額な医療費がかかっている人の過去5年間の状況を確認すると、一度でも健診を受けたことがある人は10%にすぎず、保健指導を受けた人にいたっては3・8%しかない。健診も保健指導も受けないうまま、病気になる、しかも病状が悪化するという構造が見えてきた。

■社会の共創を促す

沖縄支部の皆さんが素晴らしいのは、データの分析にとどまらず、具体的なアクションにつなげたことだ。

沖縄支部では、未治療者の健診データを個人が特定できない形で検査値の悪い順に並べ、要治療の値に色付けした資料を作成し、それを持って地区医師会を回った。その資料を目にしたとき、医師の目の色が変わった。医師からは、「数値が衝撃的過ぎて、この人たちを放っておくわけにはいかない」といった声が漏れたようだ。また、状態が悪化して人工透析に至り、レセプトが途切れていた（退職して協会けんぽから国民健康保険に移った）人のもとに自治体の保健師と一緒に訪問し、仕事で治療に行く時間がとれないことや、費用負担の心配が大きいといった患者側の事情も確認したそうだ。

このような状況を踏まえ、忙しい働き盛り世代のために「早朝診療」のモデルを実施したり、治療に要する自己負担額の目安を受診勧奨通知に記載するなどして、医療機関への受診を促した。その結果、Ⅲ度高血圧の未治療者は、2009年度の632人（81%）から2013年度は237人（39%）に、Ⅱ度高血圧の未治療者は同じく、164人（72%）から1118人（45%）に減少した。

これは、データを使って地域社会が共

創した成果にはほかならない。健康施策を進めるには、関係機関と連携しながら住民や加入者に寄り添うことが鍵になるが、データはそのための素材になることがこの事例を通じてよくわかる。

強い問題意識を持ってデータ分析し、課題の本質を明らかにした沖縄支部。こうした取組こそ、新たな社会課題の解決に必要な共創を促すことにつながる。

プロフィール

古井祐司 FURUI YUJI

出身地／東京
○東京大学未来ビジョン研究センター
データヘルス研究ユニット 特任教授
○自治医科大学大学客員教授
○内閣府経済財政諮問会議専門委員



略歴
東京大学大学院医学系研究科修了、医学博士（2000年）。専門は予防医学、保健医療政策。2004年東京大学医学部附属病院特任助教授就任（2009年退任）。同年、健康づくり委員会：ヘルスケア・コミッティーを株式会社化し代表取締役を就任（2015年退任）。その後、自治医科大学客員教授（現任）等を経て、2018年東京大学政策ビジョン研究センター（現・未来ビジョン研究センター）特任教授就任。30代で過疎地の出前医療に魅せられ、基礎医学から予防医学に転向。産官学産官学連携のもと予防医学研究を進める

執筆者 → 東京大学 未来ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット 特任教授 古井祐司
記事提供 → 社会保険出版社

求償 コーナー

交通事故などにあつた場合は
市町又は組合の窓口へまず連絡を！

国民健康保険に加入している人が、交通事故など第三者（加害者）による行為でケガをしたり病気になったりした場合は、保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、治療費は本来加害者が負担すべきもので、国保が一時的に立て替え、後日その治療費相当分を国保から加害者へ請求することになります。

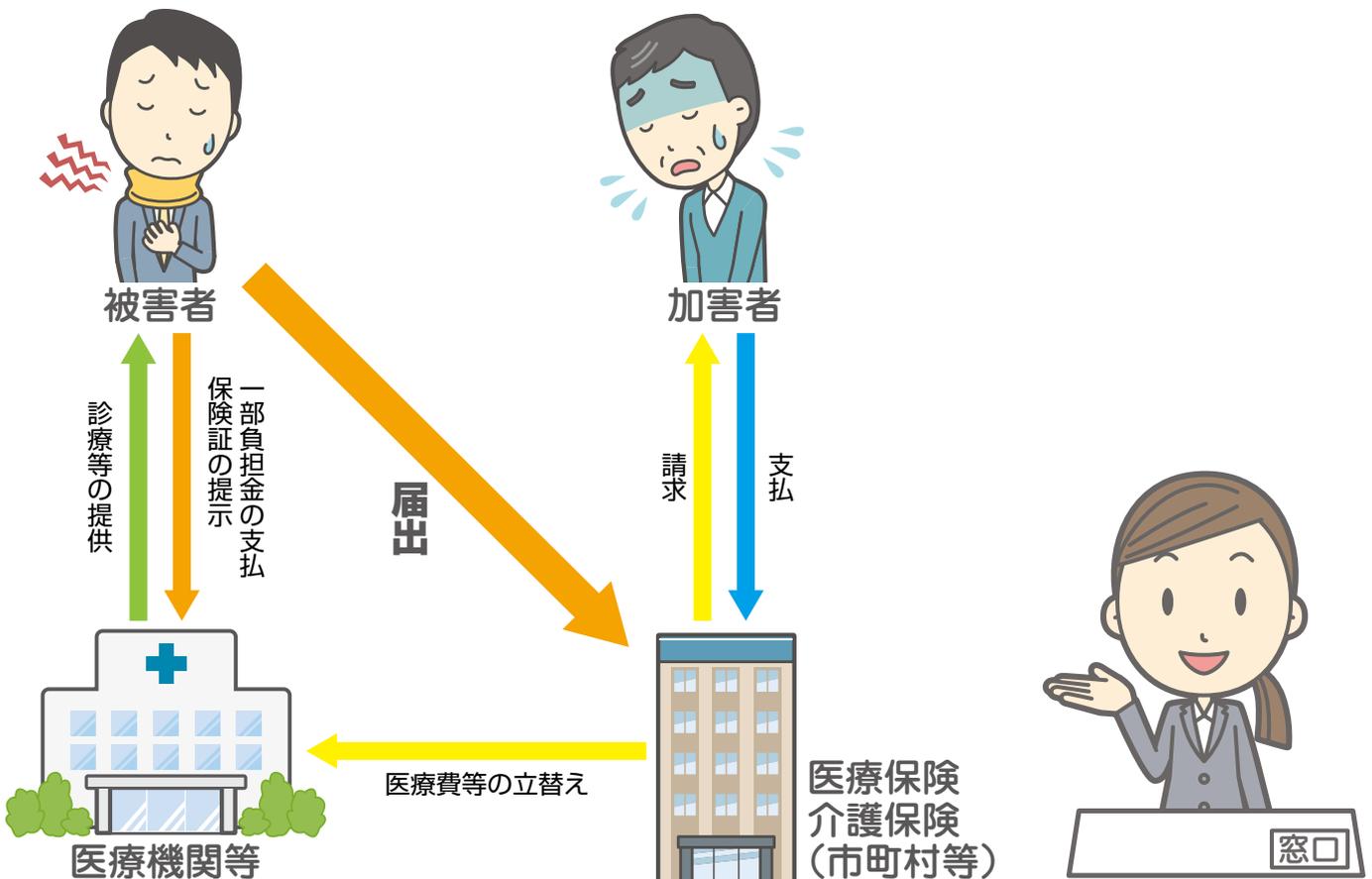
したがって、第三者の行為で負傷して、保険証等を使って治療を受ける場合は、必ず速やかにお住まいの市町又は組合の窓口にご連絡ください。

「第三者行為」に該当するのは次のような事例です

- 交通事故（バイクや自転車も含む）にあつたとき
- 他人のペットなどにかまれてケガなどをしたとき
- 飲食店などで出された料理を食べて食中毒になったとき
- 不当な暴力や傷害行為によるケガなどをしたとき
- お店・公園・道路などの設備欠陥や管理不備によりケガをしたとき
- スキー・スノーボード等の衝突、接触によりケガをしたとき など



<第三者行為による負傷で保険証等を使う場合の流れ>



※医療機関等に国保で受診する際は、第三者行為による傷病である旨を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

特定健診受診啓発用横断幕掲出中です



特定健診受診率向上支援事業として、受診啓発用横断幕を JR 宇都宮駅西口ペDESTリアンデッキに掲出中です。(掲出期間：令和2年7月31日まで)

被保険者啓発用パンフレット「わたしたちの国民健康保険」の令和2年度版を作成配布しました



国民健康保険のしくみや制度、給付内容等、被保険者に対し国民健康保険を啓発するパンフレットを作成いたしました。各保険者に配布済みとなります。

また、本会ホームページにも掲載しております。ご確認ください。



栃木の国保

VoL.70 2020.7/SUMMER

編集者 高橋 郁夫
発行者 栃木県国民健康保険団体連合会
〒320-0033 宇都宮市本町3番9号
☎028-622-7242
編集 伴印刷株式会社
〒320-0024 宇都宮市栄町6番10号
☎028-622-8901 / FAX 028-622-4525

編集後記

4月から機関誌「栃木の国保」を担当することになりました。宜しくお願ひいたします。

今回が初めての編集作業でしたが、新型コロナウイルスの影響により予定していた取材等は見送ることとなってしまいました。残念です。

しかし、次号以降も読者の皆様により一層興味を惹くような機関誌づくりができるよう、日々努めてまいります。

ご意見・ご感想などもお待ちしております。後とも、「栃木の国保」を宜しくお願ひいたします。
(T・S)

国保の手続きは お済みですか？

下記に当てはまる方は **14日以内** に手続きが必要です。

- ◎ 職場の健康保険を抜けた方
- ◎ 国保加入者でほかの市区町村から
転入してきた方
- ◎ 職場の健康保険に加入した方

手続きはお忘れなく。詳しくは市町国民健康保険窓口まで。

有効期限は年齢に関係なく**令和3年7月31日まで**です。



令和2年
8月1日からの
被保険者証は
こちら！



70歳未満の方の被保険者証



70歳以上75歳未満の方の
被保険者証兼高齢受給者証

栃木県・市町(組合)国民健康保険

栃木県国民健康保険団体連合会

国民健康保険への加入・喪失時の届出啓発用としてご活用ください。